

令和4年1月25日

一般社団法人 岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による濃厚接触者への対応について

日頃は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このことについて、濃厚接触者のうち社会機能維持者の待機期間の短縮について、「質問集」等も含めて岐阜県公式ホームページに公開されましたので、周知いたします。

貴法人におかれましては、所属事業者の皆様等への周知及び適切な措置の実施について、ご協力賜りますようお願いいたします。

<県ホームページ>

○社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/200414.html>

所 属	健康福祉部医療整備課医事係		
担当係長	江崎	担 当	大高・高橋
T E L	058-272-1111 (内線 2526)		
E-mail	c11229@pref.gifu.lg.jp		

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > お知らせ > 事業者の皆さまへ > 社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について

## 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報

### 重要なお知らせ

[知事記者会見（本日の新規感染者数）](#)

[時短の協力要請等に伴う協力金・支援金](#)

#### 県内の感染動向

#### ワクチン接種

- [ワクチンについて](#)
- [市町村相談窓口開設状況](#)
- [職域接種](#)
- [ワクチン・ハラスメント](#)
- [未成年のお子様と保護者の方](#)  
△
- [コロナワクチンのQ&A](#)

#### ご相談窓口

#### 知事からのメッセージ

- [知事からのメッセージ](#)

#### くらしと仕事の支援策

- [新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策](#)
- [医療機関・介護・障害施設等における従事者慰労金・感染拡大防止支援金](#)

## 社会機能維持者である濃厚接触者の待機期間の短縮について

記事ID：0200414 2022年1月31日更新 感染症対策調整課

令和4年1月5日付け（令和4年1月28日一部改正）国通知により、濃厚接触者の待機期間について、原則7日間で8日目で解除することが示されました。あわせて、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）については、事業者による検査実施による陰性確認により、濃厚接触者になった場合であっても、5日目に待機を解除する取扱いを実施できることとされました。

このことについて、以下のとおりお知らせします。

### 1. 社会機能維持者の一覧

本県における社会機能維持者は、次のとおりです。

以下の事業に従事する者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めています。

1. 医療体制の維持	○新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。 ○医療関係者には、病院・診療所・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
------------	--

お知らせ

- [県民の皆さまへ](#)
- [事業者の皆さまへ](#)
- [医療機関の皆さまへ](#)
- [宿泊事業者・特定建築物所有者の皆さまへ](#)
- [学校・教育に関するお知らせ](#)

県の対応状況

- [県の対策](#)
- [各種会議の開催状況](#)

このページを見ている人は  
こんなページも見えています

[新型コロナウイルス感染症について](#)

[新型コロナウイルス感染症【県内の感染動向】（感染症対策推進課）](#)

[無料検査の実施について（県民のみなさまへ）（感染症対策推進課）](#)

[発熱等の症状がある場合の相談・受診方法（感染症対策推進課）](#)

[「第6波」非常事態宣言（令和4年1月20日改訂）（感染症対策調整課）](#)

2.支援が必要な方々の保護の継続	<p>○高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。</p> <p>○生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。</p>
3.国民の安定的な生活の確保	<p>○自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。</p> <p>(1) インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）</p> <p>(2) 飲食品供給関係（農業・林業・漁業、飲食品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</p> <p>(3) 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</p> <p>(4) 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）</p> <p>(5) 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）</p> <p>(6) 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）</p> <p>(7) ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）</p> <p>(8) 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）</p> <p>(9) メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）</p> <p>(10) 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）</p>
4.社会の安定の維持	<p>○社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。</p> <p>(1) 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）</p> <p>(2) 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）</p> <p>(3) 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）</p> <p>(4) 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）</p> <p>(5) 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）</p> <p>(6) 行政サービス等（警察、消防、教職員（公立私立を問わず）、その他行政サービス）</p> <p>(7) 育児サービス、保育（幼稚園、保育所、託児所等。いずれも公立私立を問わず）</p>
5.その他	<p>○医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。</p> <p>○学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。</p>

## 2.濃厚接触者（社会機能維持者）の待機期間短縮の方法

新型コロナウイルス感染症の陽性者は、原則としてオミクロン株の陽性者として取り扱い、濃厚接触者についてはその待機期間が7日間となります。ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、下記のとおり検査を実施し陰性を確認した場合、5日目に待機を解除する取扱いが出来ます。

### 【抗原定性検査による確認】

陽性者と最終接触があった日を0日（最終曝露日）として翌日から4日目及び5日目に検査を行い、陰性であれば待機解除

### 待機解除に当たっての注意事項

(1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

(2) 無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること(当該社会機能維持者から保健所に検査を実施した旨及び検査結果を報告し、業務に従事してください。)。ただし、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等避けること、マスクを着用すること等の感染対策を徹底してください。

(3) 検査は事業者の費用負担(自費検査)により行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書[Wordファイル/14KB]の(1)(丸数字の1)から(5)(丸数字の5)の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

※自費検査を提供する検査機関一覧<外部リンク>

※一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について<外部リンク>

(4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

### 3. 質問集

📄 質問集 (1月31日更新) [PDFファイル/634KB]

### 4. 参考

📄 [新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について \(令和4年1月5日付け \(令和4年1月28日一部改正\)\)](#)、厚生労働省事務連絡<外部リンク>

・ [医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について](#)<外部リンク>



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

このページの内容に関するお問い合わせ先

感染症対策調整課 (社会基盤係)

県庁4階 電話番号：058-272-1111内線4996 FAX：058-278-3536

Tweet

いいね!

シェア

LINEで送る

📍 県庁舎と施設のご案内 >

📞 県の組織・電話番号一覧 >

[リンク・著作権・免責事項](#)

[利用ガイド](#)

[個人情報保護の考え方](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[サイトマップ](#)



岐阜県庁  
GIFU Prefectural Office

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号  
電話番号 058-272-1111 (代表)  
(法人番号4000020210005)

開庁時間

午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

※一部、開庁時間の異なる機関、施設があります。

みずけあいの輪をむすぶ  
こくみん共済  
GIFU PREFECTURE COOP